

南 関 町
総 合 振 興 計 画

第五次基本構想・基本計画

平成28年3月

はじめに

南関町長 佐 藤 安 彦

私たちの南関町は、昭和30年に1町4村が合併して誕生しました。今日の南関町は、美しい自然と歴史、文化とともに、先人たちのたゆまない努力と英知を集結して築き上げられました。

南関町は、第四次総合振興計画において「あふれる緑の中に暮らしやすさを備えたずっと住み続けたくなるまち」を町の将来像として取り組み、町の基幹産業である農業の振興はもとより、あらゆる部門での発展を目指し努力して参りました。

しかしながら、これまでの経済成長期とは異なる条件下において、地方での行政運営は困難が予想され、限界集落の発生や極めて高い高齢化率となる中で、地域住民の皆様の安全・安心な暮らしを守ることは容易なことではありません。そのため、国では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と経済の好循環を確立するための政策を行うとともに、町でも「南関町人口ビジョン」「南関町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「産み育てやすい環境の整備」「住む場所と働く場所の確保」「高齢者や障がいがある方も安心して暮らせる環境の整備」を行うとともに、定住自立圏構想による近隣市町との連携を図っていくこととしています。

このためには、住民の皆様が“自分たちの町は、自分たちの手で”という自治意識を持ち、住民、地域、行政がそれぞれの責任と役割を認識して協力し、支え合う「住民と行政による協働のまちづくり」を進めて参る所存でございます。

最後に、本計画の将来像であります「緑豊かな大地に懐かしい故郷がある。あなたの夢が叶う町なんかん」の実現に向けて努力をして参りますので、今後とも皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の構成	1
3. 町の概況	3
4. 基本構想	3
I 将来像	3
II 基本理念	3
III 基本目標	4
「産み育てやすい環境の整備」	
「住む場所と働く場所の確保」	
「高齢者や障がいのある方も安心して暮らせる環境の整備」	
IV キャッチフレーズ	4
V 目標年次	4
VI 施策の大綱	5
①誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり	5
②緑豊かな環境と共生するまちづくり	5
③心が通いふれあうまちづくり	6
④産業が盛んな元気のあるまちづくり	7
⑤交通・情報通信基盤の整ったまちづくり	8
⑥ゆとりある住環境のまちづくり	8
⑦共に学びあえるまちづくり	9
⑧分権社会を担う自立したまちづくり	10
5. 基本計画	11
①誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり	11
○福祉の充実	11
○保健の充実	13
○医療の充実	14
②緑豊かな環境と共生するまちづくり	15
○自然環境の保全	15
○ごみ処理と再資源化の推進	16
○新エネルギーの導入	17

○排水処理施設の整備	18
③心が通いふれあうまちづくり	19
○地域コミュニティの強化	19
○男女共同参画社会の推進	20
○人権教育・啓発の推進	21
④産業が盛んな元気のあるまちづくり	21
○農業の振興	21
○林業の振興	23
○製造業・工業の振興	24
○商業の振興	25
○観光の振興	26
⑤交通・情報通信基盤の整ったまちづくり	28
○道路交通体系の整備	28
○生活交通の確保	29
○情報通信基盤の整備	29
⑥ゆとりある住環境のまちづくり	30
○定住の促進	30
○公園・緑地等の整備	31
○安全なまちづくり	32
⑦共に学びあえるまちづくり	34
○学校教育の充実	34
○社会教育の充実	35
○社会体育の充実	37
○国際交流の推進	38
○文化の振興	39
⑧分権社会を担う自立したまちづくり	41
○住民参画のまちづくり	41
○情報公開の推進	41
○行財政運営の効率化	43

1. 基本計画の意義

現在の南関町は昭和30年に誕生し、平成27年度で60周年を迎えました。この間4次の総合計画を策定し、それぞれ「活力にみちた豊かな郷土づくり」、「緑の中に新しい産業の基盤が確立された活々とした町づくり」、「きれいな空気、きれいな水、きれいな食品の町づくり」、「あふれる緑の中に暮らしやすさを備えた「ずっと住み続けたくなるまち」を将来像として取り組んできました。

そして、21世紀を迎えた今日、少子高齢化、高度情報化、国際化等、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。さらには、価値観の多様化、環境に対する関心の高まり、地方分権の推進、団塊世代の大量退職等、対応すべき多くの課題が生じています。

このような中で、住民と行政が一体となって、時代の潮流に的確に対応し、美しい自然を大切にし、健全な財政運営に努め、新たな3年間のまちづくりの指針となる「第5次南関町総合振興計画」を策定するものです。

2. 計画の構成

この計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成するものです。

基本構想

本町の将来像とまちづくりの理念を掲げ、それを実現するために必要な施策の大綱等を定めるもので、基本計画、実施計画の指針となるものです。

基本計画

基本構想に示された施策の大綱に基づき、3年間のより具体的な施策を体系的に組み立てたもので、実施計画に対し指導的な役割を持つものです。

実施計画

基本計画に示された施策を、町の財政状況との関連等により調整しながら実施していくために、3か年分の事業計画を記載したもので、予算編成の基本となるものです。

3. 町の概況

「位置及び地勢」

南関町は、熊本県の西北端に位置し、福岡県大牟田市・みやま市に接し、東の和水町、南の玉名市・荒尾市とはそれぞれ周囲の小山系により境界を成しています。

面積は 68.92 k m²で、南北 11 k m、東西 10 k mあり、84 の行政区から成り立っています。地形は、南に標高 501m の小岱山、北に大津山、東に二城山、西に三池山を擁し、中央には丘陵高台を形成し、畠地が拓けています。

水系は、大津山山系に源を発した関川が西部を流れ、流域には平坦な水田地帯を形成し有明海へ、また、小岱山山系に源を発した内田川が南部を流れ水田地帯を形成し、菊池川へと流れ注いでいます。町中央部を走る九州自動車道の南関インターチェンジは、熊本県の北の玄関口であり、県都熊本市へは 40 k mです。

「沿革」

奈良時代には駅家（うまや）が置かれ、大水（おほむつ）駅で知られていました。平家物語では「大津山の関」という名が見え、源平合戦の頃にはその名が定着していたことがうかがえます。鎌倉時代になると、一帯は「臼間野」と呼ばれ、南北朝時代になると「臼間野庄」という荘園となりました。室町時代の大津山氏による統治の後、戦国時代末期には加藤清正により「南関城」が築かれ、また、その城下町として関町が形成されました。そこには番所や御茶屋が設けられ、参勤交代の街道としても最要衝地とされていました。明治 10 年の西南の役には、有栖川宮熾仁親王が本陣を設営、官軍を指揮され、「なんかん」の呼称はその頃から伝えられています。明治 22 年の町村制で、南関町、賢木村、大原村、坂下村、米富村が設けられました。また、大正の頃には東肥鉄道の「南関駅」が設けられましたが、昭和 13 年には廃止されました。

昭和 30 年には町村合併促進法により、5 カ町村が合併し、「南関町」として発足しましたが、翌 31 年には米富地区の一部が玉名市へ編入となりました。昭和 47 年には九州縦貫自動車道南関インターチェンジが建設され、各主要都市を結ぶ広域高速交通網の要衝として新たな展開が始まりました。

平成の時代になり、地方分権が急速に進められる中、財政基盤強化等の

理由から市町村合併の協議を始めましたが、平成16年、玉名地域1市8町合併協議会は事実上解散し、本町は合併せず単独での町づくりを進めることとしました。

4. 基本構想

I. 将来像

「緑豊かな大地に懐かしい故郷がある。あなたの夢が叶う町なんかん」

歴史と伝統ある文化を継承し、きれいな水に恵まれ、安全安心な食品が育まれる自然環境を活かし、生活のなかにやすらぎとうるおいのあるまちを目指します。

高速道路のインターチェンジを有し、九州新幹線新駅が近隣に立地するなど恵まれた条件を活かし、産業・経済の発展するまちを目指します。

豊かな自然の中に利便性を併せ持ち、住民とともに暮らしやすいまちづくりに努め、永く住んでいる人も、新しく住む人も、ずっと住み続けたくなるまちを目指します。

II. 基本理念

「住民と行政による協働のまちづくり」

少子・超高齢化や地方分権が進むなか、南関町が自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を築いていくためには、住民すべてが「自分たちのまちは、自分たちの手で」という自治意識を持ち、住民、地域、行政がそれぞれの責任と役割を認識し協力し支えあうこと（協働）が必要です。

第五次基本構想においては、将来像の実現を目指し「住民と行政による協働のまちづくり」を基本理念とします。

III. 基本目標

「産み育てやすい環境の整備」

次代を担う若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えるために、出会い・結婚に対する支援や妊娠・出産に対する支援、子育てに対する支援等を行い、「南関町で子育てをしたい」と思われるような子育て環境の充実に取り組みます。

「住む場所と働く場所の確保」

少子化・超高齢化による人口の減少に歯止めをかけるためには、住む場所と働く場所が必要です。そのため、移住・定住の支援や基幹産業である農業の振興、山林資源を活かした物産振興、新たな起業支援、各種人材の育成等を行い、「南関町にずっと住み続けたい」と思われるようなまちづくりに取り組みます。

「高齢者や障がいのある方も安心して暮らせる環境の整備」

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、医療・介護・健康に関する支援や生活基盤の充実、地域で継承されてきた歴史・文化、自然や景観などを守りながら、「南関町に住んでよかった」と思われるような豊かな地域づくりに取り組みます。

IV. キャッチフレーズ

「縁にいきづく関所の里」

V. 目標年次

平成30年度

VI. 施策の大綱

①誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり

(1) 福祉の充実

少子高齢化社会の進展に伴い、住民からは様々な福祉サービスが求められていることから、子育て支援の推進や介護保険制度の改革による地域ケアシステムの構築により各種福祉施策の充実を図り、民間活力を積極的に活用するなど、サービスの効率化を推進します。また、地域における互助を支援し、高齢者、障がい者、児童等が安心して暮らすことのできるまちづくりに努めます。さらに、ユニバーサルデザインを推進し、高齢者や障がいのある人だけでなく、全ての人が利用しやすい施設、用具の普及、意識向上に努めます。

(2) 保健の充実

長寿社会と言われるなか、住み慣れた地域で長く生活が維持できるよう、年齢層などに応じた健康づくりの推進や健康診査等疾病予防対策の充実を図ります。また、高齢になってから寝たきりにならないよう体力の強化を推進するなど、心身の健康づくりを目指した保健サービスの充実を図ります。

(3) 医療の充実

町内には医院が少なく診療科目が限られており、住民の医療ニーズに応えるため近隣市町の医療機関との連携を強化しつつ、医療の充実を図ります。また、受診等のための公共交通機関等の交通手段の確保に努めるとともに、救急医療体制の強化を図り、在宅医療の環境整備に努めます。

②緑豊かな環境と共生するまちづくり

(1) 自然環境の保全

森林や農地は、水源涵養、地球温暖化防止等の多面的機能等を有し、町の良好な環境を担っており、その保全に努めます。また、河川については、水質の浄化機能を保全しつつ環境に配慮した整備に努めます。

(2) ごみ処理と再資源化の推進

循環型社会の構築を目指し、啓発を行うとともに、適正なごみ処理と更なる再資源化を推進します。

(3) 新エネルギーの導入

二酸化炭素排出抑制と地域内でのエネルギー供給を目指し、これまでの化石燃料や海外資源に依存したエネルギー供給から、太陽熱や木質バイオマスなど、地域内で確保できるエネルギー供給への転換を図ります。

(4) 排水処理施設の整備

農業用水源や良好な環境を形成する要因である河川や水路の水質保全を図るため、公共下水道や浄化槽の整備により家庭排水浄化をさらに推進します。また、事業所排水による汚染を防止するために、放流基準遵守の指導に努めます。

③心が通いふれあうまちづくり

(1) 地域コミュニティの強化

核家族化・少子化に伴う家族人数の減少により、単一の家族内だけで支え合うことが困難になりつつあるため、地域コミュニティを育成・強化し、地域における互助意識を高め、暮らしやすい地域づくりを推進します。

(2) 男女共同参画社会の推進

南関町に住む人がお互いに尊重し合い、支え合う社会の実現に向けて、第2次南関町男女共同参画計画に基づき、啓発活動等を推進します。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、事業所等に男女共同参画に関する情報を提供します。

(3) 人権教育・啓発の推進

身边にある様々な人権問題を自らの問題として受け止め、人権教育、啓発を推進します。また、同和問題については就学前教育をはじめ、あらゆる機会に教育、啓発を行い、「あらゆる差別を許さず、なくす」人権のまちづくりを推進します。

④産業が盛んな元氣のあるまちづくり

(1) 農業の振興

町内の農地の多くは中山間地という条件の下、大量生産に適しているとは言い難いことから、付加価値の高い高品質な作物を振興し、产地化・ブランド化による収益性の向上を図ります。また、農家の高齢化が進むなか、担い手の確保や集落営農組織設立等により、営農の維持発展に努めます。加えて、農業の大切さや安全、安心への取組みを発信するために都市交流・農業体験、地産地消の取組みを強化します。

農地は生産基盤としてだけでなく環境保全等の多面的機能も有することから、基盤整備を推進することはもとより、その機能を発揮し続けられるよう支援に努めます。

(2) 林業の振興

森林は林産物の生産を担うのは当然ながら、水源涵養等の多面的な機能を持ち、また、人々が安らげる空間としての働きを持つことから、生産基盤、余暇空間としての整備を推進します。また、建築資材等の原料に利用する竹の伐採収集を支援し、たけのこ等の特用林産物の振興を図り、加えて後継者の育成・確保を図ります。

(3) 製造業・工業の振興

主要な輸送基盤である高速道路のインターチェンジを有し、企業立地に適している優位性を活かし、働く場を確保するため、基盤整備を推進し、企業誘致活動に努めます。また、既存産業についても異業種交流や産業間の連携による市場拡大等への支援を行います。伝統的産業については後継者育成、需要拡大の促進を図ります。

(4) 商業の振興

地域に根付く商業は、日常の買い物など地域のなかで不可欠な役割を担う重要な産業であり、後継者の育成・確保を図ります。また、過疎化、高齢化に対応する先駆的な取り組みなどへの支援を行います。さらに、中心市街地等の再生を目指し、空き店舗活用の支援などを行い、活性化を図ります。

(5) 観光の振興

古くから交通の要衝として栄えた当町には歴史的遺産が多く存在することから、これらの資源を調査・発掘し観光地としての開発を推進します。

また、有明圏域に有する観光資源との連携や、農林業等他産業と連携し観光ルートの開発を推進するとともに、観光情報の発信や、国外からの観光客に対応するための取組みも検討します。

⑤交通・情報通信基盤の整ったまちづくり

(1) 道路交通体系の整備

町における人や物の移動は自動車交通によるものが主流となり、道路は欠かすことのできない社会基盤であることから、基幹的道路をはじめ、生活道路にわたる整備を図ります。

(2) 生活交通の確保

自家用車の普及により公共交通の利用者は減少しているが、今後、高齢化が加速し、免許証を返納するなどにより交通手段を持たない住民が増えることが予想されるため、公共交通の維持・確保及び利用の促進並びに利便性の向上に努めます。

⑥ゆとりある住環境のまちづくり

(1) 定住の促進

定住人口の増加を図るために住宅取得への支援や、空き家バンクの整備、子育てに対する支援等を推進するとともに、U・I・Jターンを考えておられる方などへの情報発信を行います。

(2) 公園、緑地等の整備

地域住民の交流や憩いの空間としてのコミュニティ施設等の整備の支援に努めます。また、災害時の活用も視野に入れた公園等の整備を検討します。

(3) 安全なまちづくり

災害や暮らしの安全・安心に関する情報のメール送信サービス「愛情ねっと」の活用及び老朽化が進む防災行政無線のデジタル化への検討を行い、住民への迅速な情報伝達により災害や犯罪などによる被害の防止に努めます。また、通学路等の安全施設の整備の推進、危険河川の改修や治山事業の推進、地域防災計画の住民への周知を行い、交通安全の向上及び防災体制の強化を図ります。さらに、消防団や自主防災組織の強化・充実を図ります。

⑦共に学びあえるまちづくり

(1) 学校教育の充実

児童が自ら課題を見つけ、自ら学び考え、意欲をもって活動できる「生きる力」を育むため、基礎・基本的な内容の習得による確かな学力の向上を図ります。また、正義感や倫理観、思いやりなどの豊かな人間性を育む「心の教育」を充実させ、たくましく生きるために健康と体力の向上、国際化・情報化等に対応した教育環境の整備を推進します。

(2) 社会教育の充実

多様化・高度化する生涯学習ニーズを的確に把握し、住民の誰もが、いつでも、自由に学習できる機会の提供と社会教育施設の充実を図り、「学ぶ喜び」や「生きる力」を身につける生涯学習社会の構築に努めます。

また、地域コミュニティの構築と家庭・地域の教育力の向上に努めるとともに、青少年の健全育成等を推進します。

(3) 社会体育の充実

スポーツによる健やかな心と体の発達・成長を促進し、健康で充実した人生を送ることができるよう生涯スポーツを推進します。また、体育施設の整備、総合型地域スポーツクラブの活動支援、指導者の養成など、町民総参加による生涯スポーツ社会を実現し「スポーツできらめく・豊かな町づくり」を推進します。

(4) 国際交流の推進

住民レベルでの国際交流を図るため、町内在住や町を訪れる外国人との交流機会の創出を推進し、文化交流、情報発信に努めます。また、国際感覚に富む人材の育成に努めます。

(5) 文化の振興

長い歴史の中で育まれてきた景観や文化、伝統芸能についての理解と保護意識の高揚に努め、伝統行事や文化財等の保存活用を図ります。

また、住民が自ら文化芸能活動に積極的に参加し、新しい文化芸能を創造できる環境づくりと文化協会、民芸保存会等の組織の充実と活性化を図ります。

⑧分権社会を担う自立したまちづくり

(1) 住民参画のまちづくり

施策の決定については住民の意見を取り入れ、住民参画によるまちづくりを推進します。また、地域において主体的にまちづくりをおこなう団体の育成・支援に努めます。

(2) 情報公開の推進

マイナンバーを始めとする個人情報の管理の徹底に努めるとともに、住民の町政に対する理解と信頼を深めるため、情報公開を推進します。また、公聴・広報の充実に努めます。

(3) 行財政運営の効率化

行政組織・機構の再編の検討や行政評価による事業効果の評価を行い、効率的な行財政運営に努めます。また、広域による取組みが有効な事業については連携を図り推進します。加えて、人事評価により職員の資質の向上を図り、住民から信頼の厚い行政運営に努めます。さらに、役場庁舎を始め、老朽化が進んだ公共施設の整備等を公共施設等総合管理計画等により計画的に進めます。

5. 基本計画

①. 誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり

○福祉の充実

現状と課題

平均寿命が伸び高齢化が進む一方で、平成17年（2005年）の合計特殊出生率は1.26あったものが平成26年（2014年）には1.42まで持ち直したもの、依然として少子状況にあり、将来の国や地方自治体の運営、また地域社会や経済の活動に及ぼす影響が懸念される深刻な課題となっています。過疎地域である当町は若年者の流出等による人口減少の中で高齢化と少子化傾向がさらに強まり、核家族化も進展しています。このような社会現象により、子育てに対する不安、また、高齢者で構成される世帯の増加等家庭での扶助機能の弱体化が大きな問題となっています。

従来、身近な福祉は家庭での扶助が主体でしたが、現在では地域での扶助や公的扶助に負うところが大きくなり、行政として福祉施策の充実が求められてきています。また、高齢者や障がいを持っている人が積極的に社会参加できる機会を設けることが必要となっています。

基本方針

高齢者については、健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で生活できるよう介護予防の充実、日常の買い物等への支援、社会参加の機会の創出に努めます。また、障がいを持った人については、就業の場や社会参加の機会の創出を推進し自立を支援します。

子育て世代については、家庭保育の負担軽減、一時保育や子育て支援センター活動等子育て支援のための施策を充実します。

地域やコミュニティでできる福祉は自分たちの手でという意識を持つための啓発や支援を強力に推進し、また、地域福祉の更なる充実を図るため社会福祉協議会との連携を強化します。

また、誰もが使いやすい社会を目指し、バリアフリー対策を含めたユニバーサルデザインの導入と意識の向上を図ります。

施策の体系

- 福祉の充実
 - いきがいのある生活の推進
 - 介護保険制度の充実
 - 障がいを持つ人の自立支援の充実
 - 子育て支援の充実
 - 教育・保育の充実
 - 地域で支えあう体制の充実
 - ユニバーサルデザインの推進

主要施策

1. いきがいのある生活の推進

生涯学習機会の充実・参加促進、交流の場の確保や日常の買い物への支援を推進します。また、交流センター・シルバー人材センターの機能充実を支援し、参加を推進します。

2. 介護保険制度の充実

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう住環境整備の支援に努めるとともに、地域ケアシステムの構築に向けて、地域や関係機関との連携を強化し、地域包括支援センターを総合的なケアマネジメント等を担う中核機関として、地域包括ケア体制の充実・強化を図ります。

3. 障がいを持つ人への自立支援の充実

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方（ノーマライゼーション）に基づく社会の実現を目指し、交流や活動の場、働く場の確保など積極的な社会参加の機会を設け、自立支援体制の充実を図ります。また、障がいに対する正しい知識の普及のための啓発に努めます。

4. 子育て支援の充実

地域子ども・子育て支援事業の実施により、きめ細やかで切れ目のない子育て支援サービスの効果的、効率的な提供に努めます。また、地域の関係機関と連携を図り、情報の共有ができるネットワークづくりを推進します。加えて、安心して子どもを産み、子育て

ができるよう誕生祝い金や子ども医療費助成制度、給食費の負担軽減等を行うとともに、ひとり親家庭等については引き続き自立の支援に努めます。

5．教育・保育の充実

保護者の就労形態の多様化など教育・保育ニーズの変化に対応し、質の向上と量の確保に努めます。また、保育料負担の軽減を図るとともに、家庭内保育世帯への支援も検討し、総合的な教育・保育の充実に努めます。

6・地域で支えあう体制の充実

民生・児童委員による活発な相談活動を推進し、福祉輸送等を行うNPOの育成を推進するとともに、ボランティア活動や組織づくりを支援し、地域福祉の拠点づくりに努めます。

7．ユニバーサルデザインの推進

広く誰にでも使いやすい施設や道具の普及を促進するとともに、そのための意識の向上を図ります。（ユニバーサルデザイン：あらゆる年齢や性別、体型、障がいの有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい生活空間、製品等をデザインすること。またその知識）

○保健の充実

現状と課題

これまで町では、町民の健康保持・増進を目的に、ライフステージに応じた健康施策を展開してきました。特に生活習慣病予防を中心に健康診査はもとより健康相談、訪問指導等の保健活動の充実を図ってきました。しかし、社会情勢の変化とともに抱える健康問題も複雑化していることから今後は個々に応じたきめ細かな支援体制が課題となっています。このことからさらに町民のニーズを的確に把握し、保健、福祉、医療の連携を充実させ総合的な支援体制に取り組む必要があります。

基本方針

町民のQOLの維持、向上を図るため、ライフステージに応じた生活習慣を見直し、個々に合った健康づくりを推進し、いきいきとした生活ができるよう支援に努めます。また、健康教育、訪問指導、健康相談、健康診査等の健康施策の充実を図ります。

施策の体系

保健の充実 保健活動の充実

主要施策

保健活動の充実

妊婦の健康管理から母子保健及び予防接種事業の充実を図りながら、町民の健康増進を目的とした生活習慣病予防対策として、健康診査の受診率向上や疾病予防の知識の普及啓発に努めます。そのため、各種健康教室を充実させ、一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを推進します。また、保健活動のサポーターとしての保健推進員、食生活改善推進員との協働体制の充実と推進員の育成を図ります。さらに、国民健康保険、介護保険との連携のもと、医療費や介護給付費の適正化に努めます。

○医療の充実

現状と課題

本町の地域医療は内科・歯科等で形成されていますが、総合病院や外科、耳鼻科、眼科等は周辺市町の医療機関を利用されています。また、かかりつけ医が推奨されてはいるものの総合病院受診を望む人も多く、核家族化や高齢者の独り暮らしの増加等により、通院の手段の確保が課題となっています。救急医療については、有明広域行政事務組合消防本部で体制がとられており、搬送体制や広域医療連携の強化が重要となっています。

基本方針

かかりつけ医を利用することにより、日頃の健康状態の把握や高度医療の必要な診断になればすぐに対応できる連携体制の強化を図ります。また、受診のための公共交通機関を含めた交通手段の確保に努めます。

施策の体系

医療の充実 医療体制の充実
 高齢者医療の推進

主要施策

1. 医療体制の充実

かかりつけ医の定着を推進し、医療機関のネットワーク強化を図るとともに、受診のための交通機関の維持及び確保に努めます。

2. 高齢者医療の推進

在宅医療のための環境を整備するとともに、老人保健事業の適正な維持、健康診査の結果に基づく生活指導・医療機関受診指導及び医療制度の啓発に努めます。

②緑豊かな環境と共生するまちづくり

○自然環境の保全

現状と課題

町土の約49%が山林原野、29%が農地という地目構成のなか、町の自慢と言える緑豊かな自然は、水源涵養や酸素供給、地球温暖化防止等多面的機能を有し、良好な住環境には欠かすことのできないものとして今後も守り続けていかなければならない財産といえます。

町では住宅等の面積の増大、開発による山林・農地の減少や、ごみの不法投棄の増加等による地下水への影響など、環境への不安が増大しています。また、河川については良好な自然環境を形成する要素であり、町内ではホタルの里百選に2箇所選出されており、今後も保全が必要です。

基本方針

森林や農地、河川等の良好な自然環境の保全及び生態系へ配慮した整備に努め、環境保護意識の高揚を図り、啓発を行います。

施策の体系

自然環境の保全	森林や里山の保全推進 河川の整備 環境保全の啓発
---------	--------------------------------

主要施策

1. 森林や里山の保全推進

森林や里山の持つ環境保全機能を發揮させるため、その管理や保全を推進します。

2. 河川の整備

生態系や周囲の環境に配慮した河川整備を推進します。また、事業排水等の放流基準の徹底を図り、指導・監視を強化するとともに、地域における環境保護活動を推進します。

3. 環境保全の啓発

環境学習及び啓発活動を実施し、環境美化活動を推進します。

○ごみ処理と再資源化の推進

現状と課題

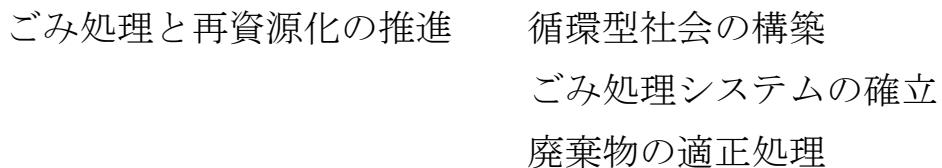
産業廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす循環型社会が定着しつつありますが、なお一層の3R推進等が必要です。

町のごみ処理については、有明広域行政事務組合による処理施設により高度処理を行っており、一人当たりのごみ排出量は近年横ばい状態となっていますが、更なる減量化に努める必要があります。

基本方針

循環型社会の構築を目指し、空気、水、物を可能な限り自然に還すための再資源化、減量化を推進し、資源リサイクルへの取り組みを強力に推進します。また、産業廃棄物処理に対する指導を強化するとともに、分別の徹底など適正処理の意識向上に努めます。

施策の体系



主要施策

1. 循環型社会の構築

リサイクルの推進及び支援、再利用可能な製品への転換と生ごみ資源化を推進します。また、不法投棄防止対策を強化します。

2. ごみ処理システムの確立

円滑に適切な処理ができるように分別収集の徹底や、不適切処理の防止を図り、更なるごみの減量化、資源化を推進します。

3. 廃棄物の適正処理

関係機関との連携により資源化及び減量化を促進し、適正な処理指導に努めます。

○新エネルギーの導入

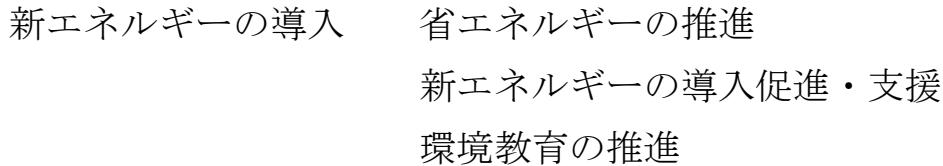
現状と課題

化石燃料の埋蔵量には限りがあり、またその使用による二酸化炭素排出量の増加は温室効果をもたらし、地球全体の気温が上昇しつつあることから、世界的に二酸化炭素排出量の削減に取り組まれており、省エネルギー意識の啓発や、環境負荷の少ないエネルギー等の活用推進が重要となっています。

基本方針

地球温暖化防止のための省エネルギー意識の啓発を行います。また、環境負荷の少ない新エネルギーの導入推進・支援や環境教育の推進・啓発に努めます。

施策の体系



主要施策

1. 省エネルギーの推進

省エネルギー意識の啓発を推進し、環境に配慮した活動に取り組みます。

2. 新エネルギーの導入促進・支援

公共施設等へ環境負荷の少ない新エネルギーの導入を促進・支援し、広く新エネルギーへの転換の推進を図ります。

3. 環境教育の推進

自然エネルギー活用の仕組みや必要性等について学習し、環境教育の推進及び意識の啓発に努めます。

○排水処理施設等の整備

現状と課題

美しく豊かな自然を子どもたちに残すために、下水道事業並びに合併浄化槽整備推進事業により河川の水質浄化に努めておりますが、普及率の向上のためには、さらなる周知・啓発が必要となっています。

基本方針

農業用水や生活環境の保全のためにも水質浄化は不可欠であることから、下水道設備への加入促進並びに合併浄化槽の設置の推進を行い、普及を強力に推進します。

事業所排水等については、放流基準遵守の指導に努め、公共水域の水質保全を図ります。

施策の体系

排水処理施設の整備 生活排水等処理の推進
適切な事業所排水処理の推進

主要施策

1. 生活排水等処理の推進

地域に応じ下水道、合併浄化槽整備事業を推進し、適正な処理の普及を図り、し尿処理施設の維持・整備に努めます。

2. 適切な事業所排水処理の推進

事業所の排水については放流基準遵守の指導に努め、流域の水質保全を図ります。

③心が通いふれあうまちづくり

○地域コミュニティの強化

現状と課題

生活様式や職業及び就業形態の多様化が進み、個の時代となりつつある現在では、家庭だけで解決出来なかった課題の解決等に重要な役割を果たしてきた地域コミュニティが崩れつつあり、防犯や防災機能に支障をきたす恐れがでてきています。また、それに伴い地域福祉や道路整備等においても行政へのサービス要望が増大している状況となっており、地域自治の基本となる「自分の地域は自分で守る」意識の向上を図り支援することが重要となっています。

基本方針

地域自治を担うコミュニティの育成を支援し、組織強化を推進します。

施策の体系

地域コミュニティの強化

主要施策

地域コミュニティの強化

地域におけるリーダーを育成するための研修や情報提供等を行い、地域自治意識の向上を図り、地域コミュニティの強化を図ります。また、活動の拠点整備の支援に努めます。

○男女共同参画社会の推進

現状と課題

多くの女性が社会で活躍している現在においても、男性と同等の扱いがなされていない事も多く、また依然として家庭や職場における役割分担意識は残っており、その制約から能力を発揮できないことも多くみられます。その解決のためにはお互いが相手を社会のパートナーとして尊重することが不可欠であり、意識の向上が必要となっています。

基本方針

性別にとらわれない社会を実現するため、第2次南関町男女共同参画計画に基づき啓発活動を行うなど、職場や家庭、地域における共同参画の実現に努めます。

施策の体系

男女共同参画社会の推進

主要施策

男女共同参画社会の推進

性別にとらわれない社会の実現を目指すため、各種計画への女性の参画の拡大を図ります。また、男女共同参画計画で定めた目標値を達成するため、周知活動等を推進し、住民の意識の向上を図り、男女共同参画社会の実現に努めます。

○人権教育・啓発の推進

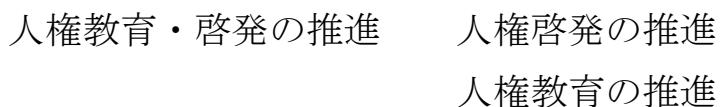
現状と課題

町では、「南関町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定し、人権フェスティバルやP T A出前研修、集会所学習会による指導者研修等の開催、毎月の広報による啓発をはじめ、就学前及び学校教育と社会教育の連携による系統的な学習を行っています。今後さらに差別のないまちづくりのため、人権の尊重についての教育・啓発が必要です。

基本方針

すべての住民が同和問題をはじめ、あらゆる差別を自らの問題としてとらえることができる教育・啓発を行います。

施策の体系



主要施策

1. 人権啓発の推進

住民が身の回りの差別を見抜き、気づくことができる力を身につけるよう啓発活動を推進します。また、すべての人がすべての人を尊重できるまちづくりを目指します。

2. 人権教育の推進

就学前教育から学校教育、生涯教育まで全ての年代で身の回りの差別に気づき、なくしていく教育活動を推進します。

④産業が盛んな元気のあるまちづくり

○農業の振興

現状と課題

町内には 1,610ha の農地があり、水稻栽培を主に、ナスやキャベツ等の露地野菜やメロン、トマト等の施設園芸が営まれていますが、中山間地に位置し、未整備農地も多く、耕作や管理に多くの労力が必要となっています。

町ではこれまで農業の振興に努めてきましたが基盤整備の立ち遅れ

による経営規模の零細化、農産物価格の低迷等による農業所得の不安定さなどから、専業農家数が減少し、農業従事者の高齢化や遊休農地、耕作放棄地が増加しています。これらの進行を防ぐため、町では基盤整備事業によるコスト削減や、安定的な経営体や生産組織の育成等の担い手対策に取り組んできましたが、さらに強化が望まれています。

また、農地については生産基盤としてだけでなく多面的機能を有することが認められ、中山間地域等直接支払制度にも取り組んでおり、今後も農地、農業の大切さを啓発し、さらなる振興・保全を図る必要があります。

他方、近年増加している有害鳥獣による農作物への被害対策も必要となっています。

基本方針

基盤整備事業と農地中間管理機構による一体的な取組みにより農業経営基盤の強化を図り、付加価値が高く収益性の高い農作物の振興に努め、効率的かつ安定的な農業経営体の育成に努めます。また、生産組織や農作業受託組織も含めた後継者の確保、育成に努めます。さらには、中山間地域等直接支払制度を推進し、耕作放棄地の解消を図るなど、農地の持つ多面的機能や良好な景観の保全に努め、有害鳥獣対策を推進します。

また、農林業を中心に商工業と連携し、6次産業化を図る等地場産業の活性化を推進します。

施策の体系

農業の振興 収益性の高い農業の推進

担い手の育成・確保

営農計画に応じた生産基盤の整備

魅力ある農村の整備

有害鳥獣被害対策

主要施策

1. 収益性の高い農業の推進

他産業と比較して遜色のない産業としての農業の実現を目指すため、無農薬・減農薬等の高付加価値農産物の振興や、地域特性に応じた売れる新規作物の開発を推進し、農産物のブランド化・产地化を図ります。また、効率的・安定的農業経営体への農地集積を推進します。

2. 担い手の育成・確保

地域における生産組織や農作業受託組織も含めた後継者の確保及び育成を支援します。また、退職者等の就農や営農活動を支援し、農地の保全を図ります。

3. 営農計画に応じた生産基盤の整備

所得の向上を図り、農業への意欲向上を高め、高品質で安全性の高い魅力ある地域農業を確立するため、各地域の営農計画に応じた生産基盤の整備を推進します。

4. 魅力ある農村の整備

農地は生産基盤以外にも、地球温暖化の抑制、水源涵養等環境保全機能を有していることから、中山間地域等直接支払制度への取組みなどを推進し、積極的に保全・整備を推進します。

また、都市と農村の交流を活性化する等の情報発信を行い、消費者への安全・安心な農産物の供給に努めます。

5. 有害鳥獣被害対策

有害鳥獣の誘引要因の排除を啓発し、侵入防止対策や捕獲の推進を行います。

○林業の振興

現状と課題

町土の半分を占める山林は林産物の生産基盤としてだけでなく、地球温暖化の要因である二酸化炭素の吸収、水源涵養、土砂災害の防止等の多面的機能を持っています。町では以前銘木を生産していたものの、木材輸入の増加による価格低迷等により採算性が著しく低下したため、除間伐等の施業がなされていない人工林が増加しています。ま

た、産業としての林業は衰退しており、後継者の確保も困難となっていることから、生産基盤や環境保全のための整備が必要となっています。

基本方針

森林資源の活用のため、林業基盤の整備を推進し、後継者の確保・育成、竹林の整備や林産物の振興と併せて、森林の持つ多面的機能の発揮のための保全に努めます。

施策の体系

林業の振興	生産基盤の整備及び林産物の振興
	担い手の育成・確保
	多面的機能の発揮に向けた森林の整備・保全

主要施策

1. 生産基盤の整備及び林産物の振興

作業や輸送のための整備を支援・推進し、効率的な森林施業のため、一定の地域内で複数の施業地を取りまとめて、計画的・集約的な施行を推進します。また、竹林等の整備を行い、総合的利用を図り、タケノコ等特用林産物の振興を推進します。

2. 担い手の育成・確保

省力化や機械化、就業環境の改善を推進し、後継者の確保・育成に努めます。また、森林組合等の機能強化を支援します。

3. 多面的機能の発揮に向けた森林の整備・保全

森林施業や複層林・広葉樹林への誘導を推進することによる多面的機能の保全に努めます。

○製造業・工業の振興

現状と課題

道路交通アクセス等恵まれた立地条件の中で、工業団地が整備され完売しているものの、町内には数箇所の工場適地があり、更なる誘致活動が必要となっています。また、以前からの地元に根づいた企業も

多く、金型のまちづくりの推進による金型関連企業も増加しており、安定化への支援が求められています。

基本方針

財源や雇用を確保するためにも製造業・工業の振興は重要であり、企業適地を発掘し、立地基盤を整備するなど、優良企業の誘致に努めます。また、立地済みの企業については、町の活性化に寄与しており、異業種交流や同系統企業との連携を推進し情報交換の充実等支援に努めます。

施策の体系

製造業・工業の振興	新規企業の誘致 地場産業の育成、起業の支援 雇用対策 企業立地基盤の整備
-----------	---

主要施策

1. 新規企業の誘致

町の特性に合致した起業の誘致を推進します。また、企業立地適地の調査に努めます。

2. 地場企業の育成、起業の支援

地場産業の支援に努めます。また、国や県の制度等の情報を提供する等起業支援に努めます。

3. 雇用対策

ハローワークと連携して求人情報等の提供を強化するとともに、町独自の新規雇用奨励制度の創出等、雇用の増大を推進します。また、高齢者や障がいのある方等の雇用促進を図ります。

4. 企業立地基盤の整備

誘致企業用地への道路改良を進めるとともに、企業誘致支援制度の充実を図ります。

○商業の振興

現状と課題

消費者の商品購入は地域の商店から品揃えの充実した大型店舗へ移り変わる傾向にあり、地域の商店においては営業を取りやめるところも見られ、交通手段を持たない高齢者にとっては日常の買い物に支障が生じています。また、後継者の確保も困難となっており、中心市街地活性化計画を策定し活性化に取り組んでいる関町商店街でも同様の傾向で賑わいが感じられなくなっていることから、今後も支援が必要となっています。

基本方針

地域に根づいた商店は日常の買い物に重要であり、経営基盤の強化を推進するとともに、消費者の利便性向上のための取り組みへの支援を検討します。また、中心市街地については、観光振興との連動・連携を強化し、地域一体となった商業の活性化を推進します。

施策の体系

- 商業の振興
- 人材・組織の育成
- 先駆的取組みへの支援
- 中心市街地の活性化

主要施策

1. 人材・組織の育成

後継者の確保・育成を推進し、商工会活動等の支援に努めます。

2. 先駆的取組みへの支援

高齢者等の買い物の利便性を向上させる取組みへの支援を行います。

3. 中心市街地の活性化

御茶屋跡や南関城址等歴史的資源と連動・連携した観光地としての整備や、空き店舗等の活用の推進により、情報発信機能を備えた魅力ある商店街の創造を推進します。

○観光の振興

現状と課題

町のイベントとしては、「ふるさと関所まつり」とともに地域の産業である焼き物をテーマとした「古小代の里陶器・梅まつり」が人気を博していますが、これらのイベントに加えて、御茶屋跡や今後整備を予定している北原白秋生家等、町に数多く存在する歴史文化遺産を観光資源として活用する必要があります。また、平成9年（1997年）には、大型宿泊・商業施設が立地し、入込み観光客数は県内でも上位となりましたが、その後のホテル周辺の店舗の撤退により減少傾向となっていることから、近年増加傾向にある外国人宿泊客誘致のためにも、外国語の案内板作成やパンフレットの活用を推進する必要があります。

基本方針

新たな観光資源の発掘や観光メニューの開発を進め、うから館等の施設と周辺市町の観光拠点との連携により振興を図ります。

施策の体系

- 観光の振興 広域観光ネットワークの推進
- 観光情報サービスの充実
- 観光資源、観光メニューの開発

主要施策

1. 広域観光ネットワークの推進

近隣地域の観光地との連携を強化し、新幹線新駅の活用を視野に入れた観光ネットワークの構築を推進します。

2. 観光情報サービスの充実

町のホームページを活用した観光情報の提供を充実させるとともに、他自治体との連携強化に努めます。また、海外からの観光客に対応するため、観光無線LANの整備を推進します。

3. 観光資源、観光メニューの開発

町の文化財等の観光資源としての活用を検討し、イベントや御茶屋跡、北原白秋生家等の文化遺跡探訪や農林業体験等を組み込

んだ観光ルートの開発を推進します。

⑤交通・情報通信基盤の整ったまちづくり

○道路交通体系の整備

現状と課題

町の道路網は高速道路が南北に走り、一般道としては国道1路線、県道5路線が幹線道として走り、それを連絡する町道や集落内道路及び農林道で構成されています。幹線については、交通安全施設が設けられていない所や未改良で支障をきたしている部分も残っており、早期の整備が望まれています。また、町道や集落内道路については狭い箇所もあり、防火、防災面で対策が必要となっています。

基本方針

国道、県道は、生活や産業の上で幹線道路として近隣市町への重要な路線であり、未改良部分の改良や交通安全施設の整備を促進します。

また、町道については、観光や商業の振興を図る基盤としての整備や、国・県道と一体的に機能するよう整備に努めます。集落内道路については、防災対策に重点を置き、整備を推進します。

施策の体系

道路交通体系の整備	身近な道路の整備
	基幹的的道路の整備

主要施策

1. 身近な道路の整備

集落内道路は生活基盤として重要であり、また、防災面でも重要なため、整備や改良の支援を行います。農林道は産業活動の基盤として重要であり、農地や山林を効率的に利用するために、整備や改良の支援を行います。

2. 基幹的的道路の整備

九州自動車道南関インターチェンジ及び菊水インターチェンジや九州新幹線新大牟田駅及び新玉名駅への接続を円滑にし、他地

域への交通の利便性を高め、物産や観光の振興を図るために主要幹線道路の整備を促進します。また、未改良部分の改良や交通安全施設の整備を促進します。

○生活交通の確保

現状と課題

高齢社会を迎え、公共交通機関の維持は欠かせませんが、路線バスについては利用者の減少により民間業者の撤退が予想され、維持には多額の費用を要しています。今後も、利用者の利便性の確保、定住対策として支援を行う必要があります。

基本方針

誰もが利用できる公共交通機関の維持に努めます。また、高速道路や公共交通機関への円滑な乗換えを可能にするための交通手段の確保に努めます。

施策の体系

生活交通の確保 公共交通の確保

主要施策

公共交通の確保

バス路線の維持を推進するとともに、乗合タクシーの運行や福祉輸送サービスを行います。また、今後の公共交通のあり方について調査・検証をし、持続可能な公共交通網の再編を行います。

○情報通信基盤の整備

現状と課題

町のブロードバンド環境については整備が済みましたが、地上デジタルテレビ放送については、良好に視聴できない地域が存在することから、引き続き対策を行う必要があります。

基本方針

地上デジタルテレビ放送の難視対策の支援を行います。

施策の体系

情報通信基盤の整備

主要施策

情報通信基盤の整備

地上デジタルテレビ放送の受信対策支援に努めます。

⑥ゆとりある住環境のまちづくり

○定住の促進

現状と課題

町は豊かな自然に恵まれていることに加えて、九州自動車道のインターチェンジがあり、九州新幹線の新大牟田駅、新玉名駅にも近く、熊本市、福岡市への所要時間も1時間程度であることから、ベッドタウンとしての位置づけも可能であり、定住のための条件整備が望まれています。公営住宅については、計画的に環境整備等を行っており、今後も継続する必要があります。

生活用水は地下水利用が大部分ですが、生活様式の変化により、1人当たり使用量が増加しています。また、地域によっては水質に課題がある地区もあり、対策の検討が必要となっています。

基本方針

道路や下水処理の整備推進により良好な居住環境を形成し、快適で安心して暮らせる町を目指します。公営住宅については、環境整備対策等を推進します。また、生活用水については水量や水質の調査に基づき対策の検討を行います。

施策の体系

定住の促進 定住の支援

公営住宅の整備

主要施策

1. 定住の支援

定住支援のために住宅取得への支援、空き家・空き店舗情報の発信等を推進する「南関町住んでよかったですプロジェクト推進計画」に取り組みます。

2. 公営住宅の整備

既存の公営住宅についての老朽化対策やバリアフリー対策等の環境整備を推進します。

○公園・緑地等の整備

現状と課題

町は緑に恵まれ、あえて緑地の創造に取り組むまでもないと考えられますですが安全な遊び場やくつろぐことのできる空間は優れた住環境にとっては、欠かすことのできないものと言えます。町においては大津山公園、古小代の里公園、ふれあい広場、御茶屋跡公園が憩いの場として利用されていますが、住民はもとより近隣市町からの訪問者が多いとは言えない状況です。

また、地域においては安全な遊び場所や健康増進のための広場、交流拠点、さらには災害時の避難場所としての役割を持つコミュニティ広場や緑地の設置が求められています。

基本方針

既設の公園については管理方法の検討を含め、施設の充実を図ります。また、地域が主体的に整備を行うコミュニティ広場の設置を推進します。

施策の体系

公園・緑地等の整備

主要施策

公園・緑地等の整備

町が設置している大津山公園、古小代の里公園、ふれあい広場については施設の充実を図ります。また、地域におけるコミュニティ

広場については自主的な設置及び運営に対する支援に努めます。

○安心・安全なまちづくり

現況と課題

防災については、町地域防災計画に基づき対応していますが、住民への周知を徹底する必要があります。

常備消防については有明広域行政事務組合により実施されていますが、地域の消防については若者が少なくなった現在では消防団員の確保が困難な地域もあり、自主防災組織の強化・充実を図る必要があります。さらには、大規模災害や有事に備えた施設整備や体制整備が必要であり、また、老朽化が進んでいる防災行政無線のデジタル化への対応も必要です。

人口減少等により適正な管理がなされていない空き家等への対応や住民が安心した生活ができるようなまちづくりが必要です。

基本方針

災害時に適切な初動態勢が取れるよう、防災計画の周知に努めます。また、地域消防については消防団活動の大切さを伝え、団員の確保に努め、常備消防についても充実に努めます。さらに、急傾斜地等の危険箇所の対策や特定空き家等の対策、多重債務者等生活相談者への対策を行います。

施策の体系

安心・安全なまちづくり	防災体制の強化 治山・治水事業の推進 自主防災組織の強化・充実 交通安全と防犯の強化 安心安全情報システム事業の推進 特定空家等対策の推進 消費生活相談の充実
-------------	---

主要施策

1. 防災体制の強化

火災に対しては広域消防が設置されていますが、初期消火が重要であることから、自治消防の充実を図ります。また、防災無線を有効活用するためのデジタル化の検討や、自然災害については、避難場所等を示した町防災計画の周知を行い、災害に強い安心・安全な町を目指し、防災意識を啓発し意識の高揚に努めます。

2. 治山・治水事業の推進

危険個所の調査に基づく対策事業を推進します。また、水害等の危険がある河川等については、機能確保や改修を支援・推進します。

3. 自主防災組織の強化・充実

昼間は地域に消防団員が少ないとことから、地域における自主防災組織の強化・充実を図ります。

4. 交通安全と防犯の強化

出前講座等による交通安全意識の向上と、南関町通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の安全性の向上に努めます。また、地域における防犯体制の強化を図ります。

5. 安心・安全情報システム事業の推進

災害や暮らしの安心・安全に関する情報をメール配信サービス「愛情ねっと」を活用し、情報伝達の効率化に努めます。

6. 特定空家等対策の推進

適切な管理が行われていない空き家等から地域住民の生活環境を守るための対策を推進します。

7. 消費生活相談の実施

消費者行政の中で、多重債務や税の滞納等の町民の深刻な問題に対し、外部組織と連携を図り、消費生活相談を行います。

⑦共に学びあえるまちづくり

○学校教育の充実

現況と課題

町内の児童・生徒数は、少子化により年々減少し、全学年1クラスとなっています。しかし、「南関町住んでよかったプロジェクト推進事業」が功を奏し、小学校在籍児童数より就学前児童数が上回り、複式学級や学校統合への懸念に歯止めがかかっています。

小中学校の校舎や屋内運動場については、耐震工事は終了したものの、老朽化が進行している校舎もあり、大規模改修が必要となってきています。また、特別支援学級の対策も必要となっています。

基本方針

豊かな心と確かな学力を身につけ、心身ともにたくましい児童生徒の育成を図ります。

施策の体系

学校教育の充実	確かな学力の育成
	豊かな心の育成
	たくましい心身の育成
	特別支援教育の推進
	開かれた学校づくり
	学校環境の整備充実

主要施策

1. 確かな学力の育成

確かな学力向上に向け、学力三要素「基礎的・基本的な知識・技能の習得・活用」、「各教科における言語活動の充実と思考力・判断力・表現力等の生きる力の育成」、「主体的に学習に取り組む態度の育成」を推進します。

2. 豊かな心の育成

青少年の倫理観の向上を目指し、正義感や公平さ、思いやりの心、感動する心を育成するため、学校、家庭、地域が一体となっ

た道徳教育の充実を図ります。

3. たくましい心身の育成

健やかな身体づくりには、心身のバランスある発達の促進が必要であり、心と体の調和を図り、学校の教育活動全体を通して体力向上に努めます

4. 特別支援教育の推進

特別支援教育総合推進事業の趣旨に則り、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の充実を図ります。

5. 開かれた学校づくり

学校教育は限られた教室空間の中で実施されるため、閉鎖的になりやすく、児童生徒の望ましい人間関係が保たれなければ教育効果は上がらないため、外部の教育力の導入により、広い視野と多様性が發揮される教育活動の展開、学校応援団組織の活動の充実を図ります。

6. 学校環境の整備充実

児童生徒の安心・安全を確保し、全ての児童生徒が楽しく意欲をもって学び、元気に活動できる学校環境の整備に努めます。

○社会教育の充実

現状と課題

社会環境の変化により、地域住民相互の連帯感や人間関係が希薄化するなか、家族や地域における教育力の低下や、青少年犯罪の増加が社会的課題となっており、それらを解決するために様々な活動を実施する教育の場の提供が求められています。また、全ての住民が21世紀を豊かに生きるため、時代の要請に応じた生涯学習の推進が必要であり、「学ぶ喜び」や「生きる力」を身につけるための取り組みが重要なとなっています。

基本方針

豊かな地域社会を築くため多様化、高度化する生涯学習ニーズを的確に把握し、住民の誰もが自由に学習できる機会の提供と社会教育施

設の充実を図り、あらゆる機会を通じて生涯学習できる環境の整備に努めます。また、「教育の原点は家族（親の生き方）から」をモットーに住民全体が教育力をつけ家族・地域が一丸となって次世代を担う子どもたちを「地域の宝」として育成に努めます。

施策の体系

- | | |
|---------|--------------|
| 社会教育の充実 | 生涯学習機会の充実 |
| | 青少年健全育成事業の推進 |
| | 人権・同和教育の推進 |
| | 生涯学習推進体制の整備 |
| | 生涯学習拠点施設の整備 |

主要施策

1. 生涯学習機会の充実

町民が意欲を持って参加できる各種講座の開催や総合的な生涯学習を推進し、学ぶことの楽しさを知ることにより、生涯にわたり学ぶ意欲の向上に努めます。

2. 青少年健全育成事業の推進

青少年が健全に育つためには、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たし、関係機関とも連携し、自主性や社会性をもった青少年の育成に努めます。

3. 人権・同和教育の推進

身近にある人権に関する重要課題を、自らの問題として受け止め、個々の権利が尊重される社会を目指し、同和問題を始め様々な人権問題の解決と人権尊重社会の構築に努めます。

4. 生涯学習推進体制の整備

生涯学習を推進する上で人材の確保や、指導者の育成が重要であることから、外部講師はもとより、町内からの人材発掘も積極的に行い、住民のニーズに応えることができる人材の確保に努めます。

5. 生涯学習拠点施設の整備

公民館や図書館等の生涯学習の核となる施設の整備を充実に努めるとともに、地域学習センターの建設等の推進に努めます。

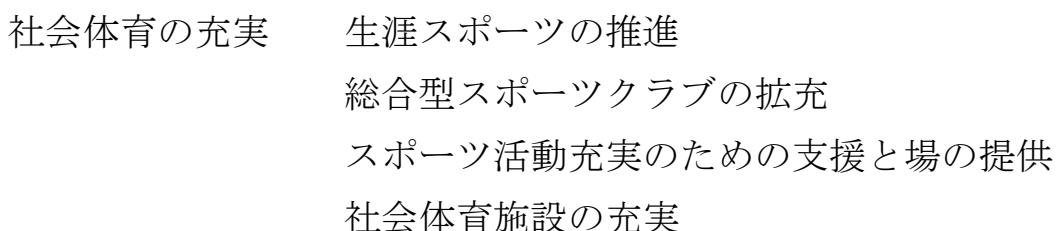
○社会体育の充実

現状と課題

少子高齢化が進行するなか、生活水準の向上と余暇時間の増大や健康志向の高まりに伴い、スポーツを通じて物質的豊かさから健康で豊かな心と人間的なふれあいのある地域づくりが求められています。本町のスポーツ実施状況は総合型スポーツクラブ「N P O 法人A – 1 i f e なんかん」の設立により、多世代、他種目での活動が広がりを見せているものの、まだ町民の多種多様なスポーツニーズの全てに応える活動までにはなっていないのが現状です。

一方、競技スポーツは年齢層の上昇とともに新規競技者の加入が減少し高齢化しています。スポーツは心身の健全な発達並びに体力づくり、仲間づくり、併せて青少年の健全育成を明るく豊かで健康的な日常生活の形成に極めて重要な要素であり、今後、健康づくりや多種多様なスポーツニーズに応えるためには、体育関連施設の整備やニュースポーツの普及、児童生徒の体力低下の改善、指導者の養成等、スポーツ環境等の整備に努め、健康増進や余暇活動を楽しむ生涯スポーツの振興を図るために、行政と町民が協働して取り組んでいくようしていくことが重要となっています。

施策の体系



主要施策

1. 生涯スポーツの推進

関所健康マラソン大会を始めとした各種体育行事、年齢や体力に応じたスポーツ教室の開催、障がいをもった人たち等が楽しめるスポーツ環境整備を行い、生涯スポーツの振興を図ります。また、年齢を通じてそれぞれの年齢や体力、技術、目的等に応じていつでも気軽に楽しくスポーツに親しめる町民総参加スポーツ事業等

を推進し、住民の体力向上並びに健康増進を図ります。

2. 総合型スポーツクラブの充実

「いつでも」「どこでも」「だれでも」楽しくスポーツに親しめる環境づくりを実現し、住民の健康と青少年の健全育成、連帶意識の高揚や世代間交流による地域活性化、医療費削減を図るため、総合型スポーツクラブの充実を図ります。

3. スポーツ活動充実のための支援と場の提供

各種スポーツ団体の連携を強化し、競技者、指導者の育成と各組織の育成及び体系見直しを図り、競技力向上と競技スポーツ活動の活性化を図ります。また、子どもの競技力向上のため、本町の柱となる重点種目を選定し小・中が連携した一貫指導体制の確立を図ります。

4. 社会体育施設の充実

スポーツ知識と技術の向上、健康・体力・仲間づくり並びに癒しの場所として住民が身近で気軽に利用できる現有の体育施設、学校体育施設を地域スポーツの場として積極的に活用しながら、さらに充実させ、利用しやすい環境の整備を図ります。

○国際交流の推進

現況と課題

町には大型宿泊施設があり、多くの外国人宿泊観光客が訪れていますが、町や住民との交流は行われておらず、今後町との交流機会を増やす施策が必要となっています。

基本方針

国際性に富む人材を育成するため国際理解教育の充実を図ります。また、町を訪れる外国人へ町の情報発信を行い、交流の活性化を推進します。

施策の体系

国際交流の推進

主要施策

国際交流の推進

町内在住の外国人との文化交流を推進し、町を訪れる外国人観光客に日本の文化や情報を発信して、交流の活性化に努めます。また、国や県が実施する交流事業への参加を支援します。

○文化の振興

現状と課題

交通の要衝として発展してきた本町には、数多くの文化財や史跡、伝統行事が存在し、伝統的工芸品の小代焼は400年近い歴史を誇り継承されています。埋蔵文化財等も多く残されていますが、未調査や対策不十分なため消滅の恐れがあり、早急に現状把握に努め、保存対策や活用を図る必要があります。また、歴史・文化に対する理解と関心を深め、伝統行事の継承と保護意識の高揚を図り、ボランティアによる文化・史跡案内人の育成も必要となっています。また、南関城跡（鷹ノ原城跡）は、町内最大の遺跡として国史跡指定化を目指し、保存計画を策定する必要があります。さらに、白秋生家においては、町にとって貴重な歴史的建造物として調査を行い、保存・整備・活用を図る必要があります。

食文化は農産物をはじめ南関そうめん、南関あげ等特産品が地域特有の郷土料理として受け継がれています。

文化芸能活動は、文化協会による文化祭や会誌の発行など精力的に活動していますが、新規会員の加入促進と組織の充実を図る必要があります。

伝統的民俗芸能は、後継者不足が深刻化し継承が危ぶまれており、民芸保存会を中心とした後継者の育成が急務となっています。

基本方針

地域性豊かな歴史・文化を、住民共有の財産として次世代へ継承するため、文化財等に対する深い理解と関心や保護意識の高揚に努め、指定文化財の整備や活用、保護思想の普及と文化活動の振興を推進します。御茶屋跡は、町を象徴する歴史的建造物として末長く保存する

とともに、ボランティア団体の運営管理による文化活動の拠点として広く活用を図ります。

文化芸術は、人々に感動と生きる喜びを与える大きな力となるため、住民が文化芸術活動に自ら積極的に参加し創造できる環境整備を図ります。

施策の体系

文化の振興	歴史的文化遺産の保存整備と活用 歴史教育・文化活動の推進 御茶屋跡の保存と活用
-------	---

主要施策

1. 歴史的文化遺産の保存整備と活用

南関城跡や白秋生家をはじめとする歴史的文化遺産の調査並びに保存・整備を行い、観光資源として活用を図ります。

2. 歴史教育・文化活動の推進

歴史・文化の再認識と郷土に対する誇りと愛着心を培うため、町の歴史や文化財についての体験活動を通じた学習を推進します。また、各種事業の積極的な開催や文化協会新規会員の加入促進、グループ活動の育成支援を地域文化芸術の普及・振興を図ります。さらに、地域の歴史や豊かな風土に培われた伝統行事、郷土料理等を継承、発展させるための担い手育成と民芸保存会の活性化に努めます。

3. 御茶屋跡の保存と活用

御茶屋跡は、町を象徴する貴重な歴史的建造物文化遺産として末長く保存し、住民の文化活動の拠点として広く活用を図ります。また、管理運営や案内等に携わるボランティアの充実を図り、地域に存する文化財を顕彰するとともに、それらを核とした地域振興を図ります。

⑧分権社会を担う自立したまちづくり

○住民参画のまちづくり

現状と課題

町の多くの地域においては独自の行事や地域づくり活動に取り組み、暮らしやすい地域を目指し良好に運営されております。一方、区長を頂点とした組織である行政区としての活動は多いものの、住民が行政運営等について直接意見を述べることのできる機会は少なく、各種計画策定等への参画が求められています。

基本方針

施策などの立案等を行う際に、その案を公表して広く意見を募るパブリックコメント制度の活用等、まちづくりへの参画意識の啓発を図り、広く住民の意見を取り入れた行政運営に努めます。また、地域によるまちづくり活動への支援や地域づくりリーダーの育成に努めます。

施策の体系

住民参画のまちづくり	まちづくり団体の支援
	多様な住民参画機会の確保

主要施策

1. まちづくり団体の支援

自らの地域を住みよくする活動を行う団体、リーダー育成などの支援を行います。

2. 多様な住民参画機会の確保

まちづくりについての意見交換会を開催する等、参画機会の創出に努め、行政運営への反映に努めます。

○情報公開の推進

現状と課題

透明性のある行政運営を目指し情報公開条例を制定していますが、情報公開に際して個人情報を保護することへの配慮が重要となっており、また、マイナンバー制度が開始されたことに伴いマイナンバーの

管理、活用については、特に注意する必要があります。

行政情報等の周知のために月1回の「広報なんかん」の発行や、緊急情報等については防災行政無線を活用、年間行事等については町民カレンダーにより情報の提供を行っています。また、ホームページを開設し町外の人にも情報発信を行っていますが、今後はより親しみやすい公聴・広報に努める必要があります。

公共工事については、入札及び契約の適正化の促進に関する法律を的確に理解し、公共工事に対する信頼の確保と建設業等の健全な発展を図ることが重要となっています。

基本方針

事業実施時には計画策定過程を含め、情報公開を推進し、かつ個人情報の保護に努めます。

施策の体系

情報公開の推進	情報公開の推進
	個人情報保護対策の強化
	公聴・広報の充実
	公共工事の入札・契約等の公表

主要施策

1. 情報公開の推進

透明性のある行政運営に努め、町政に対する理解と信頼を深めるため、情報公開を推進します。

2. 個人情報保護対策の強化

OA機器のセキュリティ強化や職員の意識向上に努め、個人情報の保護及びマイナンバーの管理等について厳正に尊守します。

3. 公聴・広報の充実

行政懇談会の開催等、広く住民の意見の聴取に努め、行政運営に活用します。また、行政情報の周知を徹底し、住民の各種行事への参画を促進します。さらに、ホームページの定期的な更新を行い、また、内容を充実するとともに、新しい情報の発信に努め

ます。

4. 公共工事の入札・契約等の公表

入札・契約に係る発注見通しや過程、内容について公表します。

○行財政運営の効率化

現状と課題

少子・高齢化時代を迎え、税金等自主財源の確保が厳しくなり、人口減少に伴い交付税等依存財源も厳しい状況になると予想される中、福祉施策等への支出が増大していることから、これまでにも増して効率的な財政運営が求められています。また、住民の行政へのニーズは益々多様化しており、効率的な組織への変換や事務事業の見直しと、専門知識を持ち、住民から信頼される職員が求められています。

基本方針

限られた財源を有効に活用するため、組織・機構や事務事業の見直し、民間活力の導入、ふるさと寄付金制度の促進等行財政改革に努めます。また、住民から信頼される職員の育成に努めます。

施策の体系

- | | |
|-----------|------------|
| 行財政運営の効率化 | 適正な定員管理 |
| | 組織・機構の再編 |
| | 行政評価制度の推進 |
| | 職員の資質向上 |
| | 公共施設の適正な管理 |

主要施策

1. 適正な定員管理

行政サービスの質を確保・向上させながら、適正な定数での行政運営に努めます。

2. 組織・機構の再編

行政が行うべき業務を検討・精査し、民間活力の導入も視野に入れた効率的な組織・機構の体制整備を実施します。

3. 行政評価制度の推進

計画段階から実施中の各種事業について、行政評価を行い、その評価に基づいた効率的な行財政運営に努めます。

4. 職員の資質向上

住民の信頼に応えるため、人材育成基本方針に基づき職務に対し積極性を持ち、的確な対応ができる職員の育成に努めます。また、人事評価による職員の能力開発及び人材の育成に努めます。

5. 公共施設の適正な管理

老朽化が進んだ公共施設の整備等を公共施設等総合管理計画等により計画的に進めていきます。また、耐震により建替えが必要となっている庁舎について検討を行います。